

いじめの防止等の基本的な方針

静岡県立吉原工業高等学校

静岡県立吉原工業高等学校(以下、本校とする)は、いじめ防止対策推進法に基づき、いじめ防止等のために実施すべき方針を以下に定める。

第1章 基本的な事項

1 いじめの定義

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。

例えば、当該生徒と一定の人間関係にある生徒が行う心理的または物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む)であって、当該行為の対象となっている生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

2 いじめ防止等のための対策の基本理念

すべての生徒がいじめを行わず、またいじめを認識しながらこれを放置することのないよう、いじめが心身に及ぼす影響とその他のいじめ問題に関する生徒の理解を深めることを目的とする、いじめ防止のための対策を行う。

その対策は、すべての生徒および教職員・保護者が「いじめは、どの学校でも、どのクラスでも、どの生徒にも起こり得る」という認識をもち、いじめ防止等に関する以下の基本理念のもとに定める。

- (1) いじめは、人権侵害・犯罪行為である。そのため、学校の重点目標の一つとしていじめを絶対に許さない、いじめを絶対に見過ごさないことを掲げ、組織的に取り組む。
- (2) 生徒の豊かな情緒と道徳心を培い、心の通うコミュニケーション能力を養うため、すべての教育活動を通じた道徳教育及び体験活動等の充実を図る。
- (3) 保護者ならびに地域住民その他関係者との連携を図りつつ、いじめ防止に資する生徒が自主的に行う活動に対する支援を行う。
- (4) 教職員間のさらなる連携協力を努める。

3 学校および教職員の責務

いじめが行われず、すべての生徒が安心して学校生活に取り組むことができるよう、保護者等関係者と連携を図りながら、学校全体でいじめの防止等と早期発見に取り組むとともに、事実を確認した場合は、適切かつ迅速に対処し、さらにその再発防止に努める。

第2章 組織の設置

いじめの防止等の対策のための組織として、校内に専門の委員会を組織する。

1 校内委員会

構成員 ◎学校長、副校長、教頭、生徒指導部、教育相談室、保健主事、養護教諭

なお、必要に応じて外部委員として学校医、臨床心理士、保健センター等の関係機関の専門家を要請する場合もある。

2 校内委員会の役割

(1) いじめが発生した場合の対応

- ア 問題行動が発生した場合、すみやかに生徒指導部が中心に事実関係の確認および把握を行う。生徒指導部がいじめと判断した場合は校内委員会に報告し、委員長は静岡県教育委員会に報告する。
- イ 重大事故と判断した場合、委員長は即時に委員会を開催するとともに、生徒からの聴取、聴取後の対応、保護者対応等を行うよう各部に指示する。各部は委員長の指示に従い、事実を時系列ですべて記録および整理した後、委員長に報告する。その報告をもとに、校内委員会において対応方針を検討する。委員長は静岡県教育委員会と連携して対応を図り後日、報告書の提出を行う。
- ウ いじめ事象のレベルに応じて、対応方針および対応措置を校内委員会で決定するが、警察との連携が必要な事象に関しては、いじめ事象のレベルに関わらず警察への相談や通報を行う。なお、その際にはいじめられた生徒および保護者の意向(警察への相談、通報、被害届の提出の有無等)を確認し、適切に対応する。
- エ 指導後、改善が見られた場合は校内での対応を継続して行い、再発防止についての取り組み(継続的な観察および指導、保護者との連携、外部機関との連携等)を行う。

(2) 実態把握の改善

校内委員会は、いじめに関するアンケート調査を適切な時期に実施する。

(3) 教職員の取り組み支援

① いじめ対策に関する指導用資料の活用

校内委員会は、いじめ防止・解決に関わる資料を集めると同時に活用方法を教職員に紹介する。

② 教職員研修の実施

校内委員会は、教職員対象にいじめ防止に関わる研修を実施する。

③ インターネット・携帯電話等を通じて行われるいじめの防止

校内委員会は、インターネット・携帯電話等の問題に関する講習会等を実施し、情報モラルに関する指導法の充実および改善に努める。

第3章 いじめの防止

人権尊重の精神に基づく教育活動を展開するとともに、生徒による主体的ないじめ防止活動を推進する。

- 1 生徒がいじめ問題を自分のこととして考え、自ら活動できる集団づくりに努める。
- 2 人権教育、道徳教育、特別活動を通して、規範意識や集団の在り方等についての学習を深める。
- 3 学校生活における悩み等の解消を図るために、スクールカウンセラー等を活用する。
- 4 教職員の言動でいじめを誘発、助長、黙認することのないよう細心の注意を払う。
- 5 常に危機感をもち、いじめ問題への取組を定期的に点検して、改善および充実を図る。
- 6 教職員研修の充実、いじめ相談体制の整備、相談窓口の周知徹底を行う。
- 7 外部関係機関と定期的な情報交換を行い、恒常的な連携を深める。

第4章 いじめの早期発見

1 早期発見のための措置

いじめは、教職員、保護者の目の行き届かないところで発生することが多い。そのため、学校、家庭、地域関係機関が協力し、全力で実態把握に努める。

- (1) 生徒の声に耳を傾ける。(アンケート調査、日誌、個別面談等)
- (2) 生徒の行動を注視する。(巡視指導、ネットパトロール等)
- (3) 保護者と情報を共有する。(配布物、電話等による定期連絡、家庭訪問、保護者会、面談等)

2 具体的方策

(1) いじめ調査等

いじめを早期に発見するため、全校生徒対象とした定期的な調査を実施する。

- ① いじめについてのアンケート調査…年1回(9月)
- ② 教育相談部を通じた女子生徒を対象とした個人面談…年1回(10月)
- ③ 「人間関係づくりプログラム」の活用…年1回以上

(2) いじめ相談体制

生徒および保護者がいじめに係る相談を行うことができるよう相談体制の整備を行う。

- ① スクールカウンセラーの活用
- ② 教育相談室の活用

(3) いじめの防止等のための教職員の資質の向上と外部人材の確保および活用

いじめの防止等のための対策に関する研修を年間計画に位置づけて実施し、教職員の資質の向上に努める。また外部人材を確保し活用する。

(4) インターネット、携帯電話等を通じて行われるいじめに対する対策

- ① 生徒および保護者、教職員は発信された情報の高度の流通性、発信者の匿名性、その他のインターネット、携帯電話等を通じて送信される情報の特性を踏まえて、インターネット、携帯電話等を通じて行われるいじめを防止しなおかつ効果的に対処できるように、必要な啓発活動として、外部講師を招請した情報モラル研修会等を行う。
- ② 生徒のインターネット、携帯電話等の使用については、保護者の責任および監督下で行われるよう協力の呼びかけや啓発活動を行う。(新入生オリエンテーション、PTA総会、地区会等)

第5章 いじめに対する措置(図1参照)

- 1 いじめに係る相談を受けた場合は、すみやかに生徒指導部および教育相談室に連絡をする。生徒指導部、教育相談室を中心に事実確認を行う。

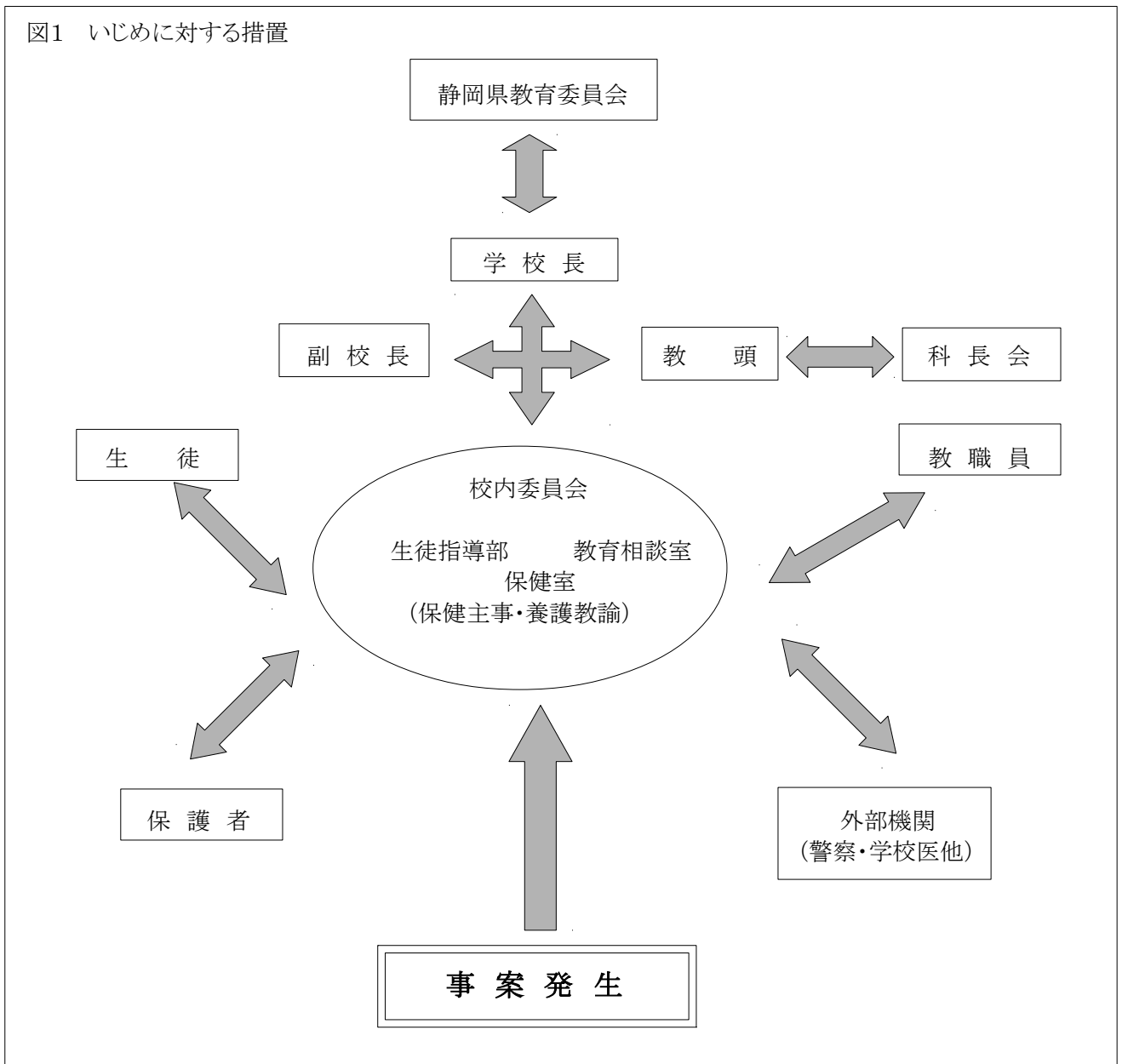
- 2 いじめの事実が確認された場合は、静岡県教育委員会に報告するとともに生徒指導内規に照らし合わせて慎重に取扱い、委員長は必要に応じて校内委員会を開催する。
- 3 犯罪行為として取り扱われるべきいじめについては、行政機関(静岡県教育委員会、警察等)と連携して対処する。

第6章 重大事態への対処

生命、心身または財産等に重大な被害が生じたまたは疑いがある場合や、相当期間にわたり被害生徒が欠席することを余儀なくされている、または疑いがある場合あるいは多人数によるいじめが相当期間継続しているなどの重大事案の対応については、厳正に次の対処を行う。

- 1 重大事案が発生した旨を、静岡県教育委員会にすみやかに報告する。
- 2 静岡県教育委員会と協議の上、当該事案に対処する組織を設置する。
- 3 上記組織を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施する。
- 4 上記調査結果については、いじめを受けた生徒および保護者に対し、事実関係やその他の必要な情報を適切に提供する。

図1 いじめに対する措置



この方針は平成26年4月1日施行とする。